

○美浜町

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
美浜町住まい環境整備費助成事業	補助	<p>【対象者】          1 要介護3～5と判定された方          2 要介護1または2と判定され、次のいずれの要件を満たす方          ア 車いすを利用する方          イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者          ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方          エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する方  <b>【内容】</b>          (介護保険で行う住宅改修の対象は除く)          ・住宅内、玄関から一般道までの通路の拡幅等          ・身体状況に適した洗面台、流し台、ガス台の取替え          ・階段昇降機の設置          ・段差解消機の設置          ・テーブル生活等のための床材の変更 など  <b>【補助金額】</b>          上限80万円(自己負担分1割(一定以上所得者の方は2割又は3割)を除く)       </p>	健康福祉課 0770-32-6704
美浜町重度身体障害者(児) 住宅改造費助成事業	補助	<p>【対象者】          視覚障害・肢体不自由2級以上の身体障害児者  <b>【内容】</b>          手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成  <b>【補助額】</b>          対象工事に要する費用の10分の8(上限額80万円)          ただし下肢、体幹、脳原性移動機能障害は上限60万円       </p>	
多世帯同居・近居住宅取得支援事業	補助	<p>【補助対象要件】          ・新たに直系親族と多世帯同居又は近居をするために住宅を建設する者又は当該年度の4月1日以降に住宅を購入する者          ・住宅の建設又は購入に要する経費が500万円以上の者が対象とする  <b>【補助額】</b>          ・住宅の建設又は購入に要する経費の100分の5、上限100万円       </p>	
多世帯同居・近居住宅リフォーム支援事業	補助	<p>【補助対象要件】          ・新たに直系親族と多世帯同居又は近居をするために住宅を改修する者(既に多世帯同居又は近居している場合は6か月以内の者に限る)          ・住宅のリフォームに要する経費が30万円以上の者が対象とする  <b>【補助対象工事】</b>          ・間取りの変更に関する工事          ・増築に関する工事          ・バリアフリー改修工事          ・設備の改修工事  <b>【補助額】</b>          ・住宅のリフォームに要する経費の2分の1、上限100万円       </p>	まちづくり推進課 移住定住・集落元気 推進室 0770-32-6701
ウェルカム美浜空家住まいの支援事業	補助	<p>【補助対象要件】          ・空家情報バンクに登録されている住宅を購入又はリフォームする者          ・当該住宅に10年以上居住する見込みのある者  <b>【補助対象外工事】</b>          ・建物の解体や除却のみを行う工事          ・カーテン、家具、調度品等の購入及び設置工事          ・家庭用電化製品の購入及び設置工事          ・太陽光発電設備等の設置工事          ・電話、インターネット、CATV等の配線工事          ・点検、清掃、消耗品交換等の維持管理工事          ・軽微な修繕のみを行う工事          ・付属建築物や外構に関する工事          ・補助対象者が直接行う工事          ・他の補助事業により整備する工事  <b>【補助金の額】</b>          空家の購入及びリフォームに要する経費の2分の1、上限100万円       </p>	まちづくり推進課 移住定住・集落元気 推進室 0770-32-6701
美浜町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 <b>【個人負担】</b> 1万円	
美浜町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 <b>【補助金額】</b> (全体改修) 最大120万円(工事費の80/100以内) (部分改修) 最大 30万円(工事費の80/100以内)	土木建築課 0770-32-6707
老朽危険空家等解体撤去事業	補助	老朽危険空家等の解体撤去に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ・特定空家の解体撤去 50万円 ・準特定空家の解体撤去 30万円	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。